

入札参加業者の皆様へ

建設工事の現場代理人の兼務について

現場代理人の取扱いにつきましては、佐久市建設工事標準請負契約約款の規定に基づき行っているところですが、本年10月に発生した台風第19号による被害につきまして、緊急的に対応するため、災害復旧工事を集中的に発注することとなります。

さらに、通常の工事の発注も控えており、今後において、工事件数の急激な増加による現場代理人の不足が予想されます。

このような状況の中において、工事の安全かつ円滑な施工を図るため、工事現場等の安全に支障のない場合に、当面の間工事における暫定的な措置として、条件付きで現場代理人の兼務を認めることとなりました。

現場代理人の兼務が可能な工事に関しましては、入札の公告または指名通知書に現場代理人の兼務が可能な旨を記載しますので、案件ごとにご確認ください。

記

1 現場代理人の兼務が可能となる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注課が兼務可能と判断したものを対象とします。

- (1) 市発注工事（請書及び標準請負契約約款による工事）の間で認めることとする。ただし、国又は長野県等が発注した工事（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼務可能な工事等の件数は3件までとする。
- (3) 工事箇所は、すべて佐久市内であること。
- (4) 兼任する市発注工事等の工事現場に連絡員を配置すること。
- (5) 現場代理人は、兼務する工事のいずれかに駐在するものとする。

2 兼務届等の提出（請負者）

- (1) 現場代理人を兼務させる場合に、既に従事している工事の監督員に兼務可能か確認してから入札に参加してください。
- (2) 佐久市発注工事間の場合、契約者は、既に契約中工事の監督員に現場代理人兼任届（様式1、1-3）2部と連絡員配置届（様式2）（既に契約中工事用）1部を提出し、現場代理人兼任届はそのうちの1部に確認印を押印後返却します。契約課へ契約書と併せ、現場代理人兼任届（既に契約中工事の監督員の確認印あり）1部及び連絡員配置届（新たに兼任する工事用）1部を提出してください。
- (3) 既に契約中の他の公共機関の工事と新たに佐久市発注工事と兼任する場合、契約者は、工事の契約時に契約書と併せ、現場代理人兼任届（様式1-2、1-4、1-5）（既に契約中工事の発注機関の承認欄に記載あり）及び連絡員配置届を契約課へ提出してください。

（裏面をお読みください。）

- ※ 取扱いの詳細及び様式につきましては、市のホームページ「まちづくり・産業」
→「事業者のみなさまへ」→「建設工事・建設コンサルタントに関するお知らせ」
→「現場代理人の兼務に係る取扱いについて」に掲載してあります。

企画部 契約課 契約係